

高松市監査委員告示第26号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年8月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(財政援助団体等監査)



令和 6 年 8 月 3 0 日

高 松 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課又は 監査対象団体等		措置 通知日
1	R5	R5.11.30	第28号	意見	仕様書の記載内容について（高松市 屋島競技場施設管理運営業務仕様 書）	P7	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.8.7

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第28号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	仕様書の記載内容について（高松市屋島競技場施設管理運営業務仕様書）		
意 見 の 内 容	仕様書の記載内容については、現状に即した見直しを行うとともに、必要に応じて適切に更新されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月7日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置を行った 団体等	—
措 置 結 果	本件意見については、仕様書の記載内容を、月5回以上興行を行う場合は、興行場営業許可申請書及び特定建築物該当届の提出と、特定建築物維持管理状況の報告が必要と改め、令和6年4月1日付けで指定管理者（四電エグループ）と年度協定を締結した。